

ネットワーク・ニュース NO.50

2019年1月27日発行

発行 心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

連絡先 板橋区板橋 2-44-10-203 ヴァンクール板橋 北部労法センター気付

Fax : 03-3961-0212

郵便振替口座 00120-6-561043 加入者名 予防拘禁法を許すな！ネットワーク

January 2019

目次

12・2 医療観察法を廃止しよう！全国集会報告	1
医療観察法 国賠訴訟第11回口頭弁論期日のご報告	3
「骨格提言」の完全実現を求める10.30大フォーラム 報告	5
憲法改正の問題点と心神喪失者等医療観察法	6
法制審議会2019年1月30日への配布ビラ	8
訃報 大賀さん安らかにお休みください。	10
集会案内	11
お知らせ	12

12/2「医療観察法を廃止しよう！全国集会」報告

刑法改悪阻止！保安処分粉碎！全都労働者実行委員会 山中雅子

12月2日午後、秋の医療観察法廃止全国集会をウェルファーム杉並で行った。秋は毎年11月に開催しているが、今回は日程を変えれば前から希望している講師が可能ということで12月に。会場を確定する関係でビラ発行も遅くなり、一部の方にはないのかとご心配をおかけしたようで。

午前中にはネットワーク総会を行い、一年間の活動を振り返るほか、財政報告、議論としてはニュースの配布・公開方法などを話し合った。残念ながら普段の会議参加者以外の参加はほとんどなかった。

午後の集会は障害者関係の集会和重なったためか参加は80名。が、質問の受け答えなどに見て取れる講師の人柄に好感を持つ人も多く、措置入院後保健師訪問の当事者の発言もあり、雰囲気の良い集会となった。

集会はまずなくす会の池原弁護士が主催者挨拶として医療観察法の現状をまとめて説明された。比較的短期なケースと5年とか7年とかのケースに分かれてきている。問題としては不必要に長期、お金を使う、そして結果は変わらないこと、自殺者、再入院等。新たな問題として北海道で指定入院機関を刑務所内にとというのは、第1次的には精神障害の治療だったのを刑事目的にすることになるのに、批判が巻き上がっていない。そして、石塚伸一さん（龍谷大学法学部教授・犯罪学研究センター長）に「心神喪失者等医療観察法と再犯防止推進法～いま、何が起きているのか～」の講演をいただいた。社会復帰と再犯防止がごっちゃになっている。無期は終身刑化している。再犯防止はずっと入れておけばよい。ただ、心神喪失者は再犯防止法の対象ではない。医療観察法は治療なき拘禁ではないか？社会復帰を促進できているか？北海道の件は、病院だから刑務所の中は難しい、医療刑務所はあるが。法制審の論議は、自由刑の内容を変えることと、保護観察を強化すること。施設内・社会内の処遇を充実するとする。新自由刑の矯正処遇に関して、プログラム（改善指導）はこれまで受けなくてよかったのに、従わないと懲罰を受けたり仮釈放が遅れるようになる。つまり、改善することを強制される、人格変容を迫る。医療観察法は医療的手段で、今度は刑罰の中で。刑は保護観察期間が長くなっている。自由であろうとすることは犯罪的で、犯罪をするかしないかは自由だ、それで制裁を受けるのは自由だ。日本で刑罰を受ける人は1991年と比べて4分の1に減っている。罰金はものすごく減っているし、窃盗も減っている。死刑は2004年から2013年に多いが事件は増えていない。死刑求刑を検察官が増やしたため。無期懲役は2000年過ぎに多い。これも検察官の休憩が厳しいため。また、ドイツには保安処分施設（病気の人は別の、再犯の危険のある人対象）があることや、イギリスでは2007年にIPPという刑罰を超えて満期後処分する法律ができ、現在14万人が対象になっていることが説明された。

特別報告は、措置入院の退院後の保健師が訪ねてくる体験について当事者に語っていただいた。福岡市では措置入院後半年来る、自宅に来るのを断った場合保健所に行くことになる。相談ではなく生活や病状について質問に答え、保健師はメモを取るという、管理と感ずる方法。昨年の精神保健福祉法改定案で書かれていた措置入院退院後支援を既にやっている例であろう。遠方からでお疲れだったと思う。貴重な発言に感謝。特別

報告はほかに医療観察法体験者の発言も予定していたが外せない用事ができたとのことで欠席された。

国会議員（衆議院議員柚木道義さん）からのメッセージ紹介の後、リレートークは、山本真理さん、高見元博さんの2人の精神障害当事者と、大阪精神医療人権センター、精神医療労働組合協議会の2団体の方より。

今回は終了後の交流会は会場の都合でできなかったが、有志で飲みに行くことになった。関西から参加の人の中にも飲み会に参加があったらしい。全国集会と名乗っているので、開催地もちろん東京だけでなくもいいわけだし（京都で開催し成功したことが一度ある）、集会は全国の人と情報・意見交換をする機会としても発展させていくべきなのであろうと考える。

医療観察法国賠訴訟第11回口頭弁論期日のご報告

医療扶助・人権ネットワーク 内田明弁護士（依頼原稿）

【お知らせ】

医療観察法国賠訴訟は、2019年1月23日（水）15時（東京地方裁判所615号法廷）に予定されている第12回口頭弁論期日で結審（審理手続を終えること）し、判決期日が指定される予定です。1月23日の期日では、原告のお母様による意見陳述（20分）が予定されています。傍聴をよろしくお願いいたします。

【医療観察法国賠訴訟とは】

精神遅滞及び広汎性発達障害という診断を受けており、医療観察法に基づく医療の必要性がないのに、鑑定入院（医療観察法に基づく入院を決定する前の精神鑑定のための入院）として58日間にわたり精神科病院に収容された方（原告）が、2017年2月13日、国を被告として、慰謝料等の損害賠償を求めた訴訟です。主に、精神遅滞及び広汎性発達障害の医療の必要性（治療可能性など）と検察官の事件処理の遅れ（事件発生から2年経過してから医療観察法に基づく手続を開始するための審判申立を行った）が問題となっています。

【日時】

第11回口頭弁論期日

2018年12月19日(水) 10:10

東京地方裁判所615号法廷

【前日期日の内容のおさらい】

1 証人申請について

原告が申請した3人の証人(①審判申立をした検察官、②鑑定入院命令を発した裁判官、③原告の母親)について、裁判官は、証拠調べの必要性がないという理由により、①検察官と②裁判官の証人申請を却下し、③原告の母親については採否を留保しました。

2 立証計画について

原告は、主治医の意見書と原告の母親の追加陳述書を提出予定であることを表明しました。

【提出書面】

原告：原告準備書面(7)(検察官及び裁判官の判断が医学的根拠を欠いていること)

原告準備書面(8)(被告準備書面(6)に対する反論)

甲第32号証～甲第34号証 主治医意見書や原告の母親の陳述書など。

被告：準備書面(6)

[内容] 原告準備書面(6)に対する反論

【手続の内容】

前日期日において留保されていた原告の母親の証人尋問について、裁判所は採用しなかったため、この訴訟では一人も証人尋問が実施されない結果となりました。このような裁判所の訴訟指揮に関し、弁護団は、裁判所に対し、「(裁判所の)対応に疑問を感じる。」と述べたうえで、証人尋問を実施しないとしても、原告の母親の意見陳述の機会を設けるよう求めたところ、次日期日において20分間の意見陳述の機会が設けられることになりました。次日期日は、原告の母親の意見陳述を実施したうえで、審理を終結する予定です。

【今後の予定】

第12回口頭弁論期日（最終回）

2019年1月23日（水）15:00

東京地方裁判所615号法廷

【本件に関するお問合せ】

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-2 TRビル7階

マザーシップ法律事務所

医療扶助・人権ネットワーク 事務局長弁護士 内田 明

TEL 03-5367-5142 FAX 03-5367-3742

2018年10月30日

「骨格提言」の完全実現を求める10.30大フォーラム 報告

精神障害者権利主張センター・絆会員 山本真理

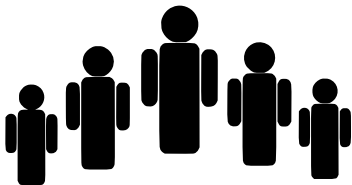
心神喪失者等医療観察法を許すなネットワークが賛同した今年の大フォーラムは全国から約500名の参加者で日比谷野音で開かれました。じわじわと参加者の顔ぶれも広がり、今年には解除労働者の組合も参加してくださいました。野党国会議員からは共産党の高橋千鶴子衆議院議員、国民民主党の小宮山泰子衆議院議員、立憲民主党の川田龍平参議院議員、社民党の福島みずほ参議院議員、自由党の山本太郎参議院議員と、主要5野党から発言がされました。このほか、尾辻かな子衆議院議員も駆けつけてくださいました。

連帯挨拶は病棟転換型居住系施設を考える会の長谷川和夫さん、日本障害者協議会常務理事の増田一世さん、反貧困ネットワーク代表世話人で弁護士の宇都宮健児さん、障害者自立支援法訴訟の基本合意をめざす会から、事務局長の太田修平さんから。現場からのリレートークはこの運動の大きな広がりを示すものとなりました。「施設はダメ！津久井やまゆり園事件を忘れない」として、ピープルファーストの皆さんから、「強制不妊手術」に謝罪と賠償を」裁判原告の北三郎さん、CIL たすけっと事務局長杉

山裕信さん、「リメンバー7.26 神戸アクション」からは石地かおるさん、吉田明彦さん、「神経筋疾患ネットワーク」から、「障害者 65 歳問題の解消を！」として裁判原告の天海正克さん。「訪問介護の現場からの報告」介護福祉士の伊藤みどりさん、線維筋痛症友の会理事長の橋本裕子さん、1 型糖尿病障害年金訴訟原告の西田えみこさん、在日障害者として「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」代表・李幸宏（イ・ヘンゲン）さん。

ここで、かたつむりよるダンスパフォーマンスが披露され、メンバーの井上晴菜さんのアピールに続けて、全国公的介護保障要求者組合の木村英子さん、かりん燈関東の鶴峰まや子さんの報告がありました。生活保護受給当事者の川西浩之さんは、10 月から開始された生活保護基準の引き下げを批判。精神障害者権利主張センター・絆の山本は「精神医療の全生活支配を許さない。大フォーラムの仲間の支援により中野区で 65 歳過ぎても障害者総合支援法の家事援助が使えることになったこと、そして障害者団体支援団体の団結によりペルーで強制入院制度が廃止され、すべての障害者に法的能力が認められ、後見人制度が廃止される民法改正がなされたことを報告し、団結すれば必ず勝てる、と呼びかけました。

来年のフォーラムに向けてもご賛同ご協力を訴えます。



憲法改正の問題点と心神喪失者等医療観察法

心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク代表 関口明彦

主に改憲の問題点を論じる。自民党改憲論の案文は以下の通り。まず、自民党のこの【たたき台素案】は衆議院・参議院の法制局と憲法審査会事務局が関与した精緻で巧妙な改憲だ。

1

9 条の 2 : ①前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。憲法や法律の解釈は追加条項や新しい法律が優先されるので、何も変わらないというのは真っ赤な嘘だ、それなら変える必要はない。つまり現在の戦力不保持の条文が空文化される。

次に問題なのは、国民の安全を守るためと言う文言で海外の日本人の安全を守るという口実で海外派兵が出来てしまう。ここが国を守るだけなら、領土、国民、主権のセットを守ることになるがわざわざ、国民を特出ししているのは過去の山東出兵などが「法人保護」を名目に行われたことを見れば危うい。次に、自衛の措置をとることを妨げないと言うことは、本来の 9 条の例外規定と解釈することが可能だ。必要な自衛の措置には歯止めがきかない可能性があるし集団的自衛権を含まないという保証もない。過去の戦争の多くが自衛のための戦争だったのは衆知の通り。そもそも自衛隊が憲法に書き込まれれば、その政治的地位は嫌でも大きくなる。機関として国会、内閣、最高裁判所、弾劾裁判所、地方公共団体、会計検査院しか出て来ない憲法に自衛隊という機関が書き込まれれば書き込まれていない各省庁の上に立つ存在となる。さらに今まで否定されてきたいわゆる「軍事公共性」に根拠を与える。また現憲法では単に内閣を代表するだけだった総理大臣を内閣の首長たる内閣総理大臣とすることにより、より一層総理大臣の権限が強化される。内閣法 6 条では、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する、とされているのだ。つまり少なくとも自衛隊に関してはより総理大臣の独裁の余地が生まれる。

緊急事態条項の危険性を説明したい。【たたき台素案】の 64 条の 2 は議員の任期延長に関するものだがこれはそもそも不要。参議院に緊急集会の規定もあり問題はない。

72 条 2 : ①大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別な事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。②内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

ここで問題なのは既にある国民保護法の中には武力攻撃災害という文言があることだ。

災害に自然災害という限定が付いていないのは危うい。さらに災害時にはいくらかでも政令を議会に諮らずに出せるので、政令政治になりかねない。法律で定められているがどんな法律が明らかでないのも不安だ。

ここから心神喪失者等医療観察法との関係を検討する。

心神喪失者等医療観察法は治療可能な精神障害者を再犯しないようにして地域に戻す法律だ。逆に言えば罪の軽重に関わらず、再犯リスクが低くなるまでは解放されない保安処分だ。再犯リスクがある場合は他の人の安全の為に拘禁される。つまり公共の安全のために人権が侵害される怖れがある。さらに裁判は特別な審判構造で上告してもその構造は変わらないので一種の特別裁判所となっている。これは違憲の疑いがある。普通の軍隊には不可欠な軍法会議＝軍事裁判所は当然にも心神喪失者等医療観察法の審判構造を参考にして創られるであろう。

改憲案に安全を保つとか保護するという名目が持ち出されているのは心神喪失者等医療観察法の考え方とそっくりだと言える。

法制審議会2019年1月30日への配布ビラ
(刑法改悪阻止！保安処分粉碎！全都労働者実行委員会) より

法制審は拙速な答申を行うな！批判・疑問点の指摘をよく聞け！

本日1月30日13時半より法制審議会第14回少年法・刑事法部会が開かれます。私たちは刑法改悪・保安処分に反対してきた団体として、今回の議論に反対の声をあげています。

☆部会の動き

この部会は、17年2月19日の諮問103号により少年年齢引き下げと刑事実体法・手続法整備の審議のため開かれています。17年3月に開始、9月より18年7月まで3つの分科会に分かれた議論を行って、再度部会で議論が続いています。分科会では刑事法の犯罪者処遇の論議でしたが、現在部会ではその検討事項を絞って論議しているほか、11月より少年年齢の引き下げの論議も始まっています。立法化されるとしたら少

年法・刑法・刑事訴訟法・刑事施設法・更生保護法などが考えられます。

☆少年年齢引き下げに反対する

少年年齢引き下げに関しては、各地の弁護士会が反対しているほか、18年11月には、刑事法研究者の反対声明が出ています。少年年齢引き下げは、選挙権、民法で引き下げられたからですが、酒・たばこ・ギャンブルは依然20歳からであり、18歳で大人と統一されているわけではありません。大学等進学率が上がり両親に経済的に頼っている年齢は上がっているし、成熟は遅くなっているともいわれ、また、少年犯罪も激減しています。この間少年法は厳しくなっていますが、その上あえて刑罰を科す年齢を引き下げなければならない理由はなく、厳罰化に反対します。

☆残っている検討課題

18年11月段階で検討課題に残っているものには次のようなものがあります。

- 懲役に一本化した「新自由刑」にして、作業のほか、矯正に必要な処遇を義務付ける。処遇は各受刑者の特性に応じた、改善更生及び再犯防止に関するもので、刑の内容にする。
- 執行猶予の期間経過後に刑に処せられても、犯罪を犯したのが期間内なら執行猶予を取り消す。
- 罰金の保護観察付執行猶予を活用する（略式請求が公判請求になる）。
- 更生保護施設に宿泊を義務付ける。更生保護施設での補導援護に特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助が含まれることを明文化する。更生保護施設で指導監督を行うことができる体制を整備する。更生保護施設の処遇プログラム受講等を義務付ける。退所後に通所または訪問による継続的な保護を行う。
- 起訴猶予処分前に更生緊急保護の対象にする。拘留中に生活環境調整を行う。
- 公私の団体に必要な協力を求める。

☆狙いの本質は変わらない

分科会で検討されたうち、執行猶予取り消し要件の緩和、更生保護施設の外出禁止、仮釈放期間を最低6か月にする、宣告猶予制度、被疑者を検察官の判断で起訴前に保護観察官の監督に付してから起訴かどうかを決める制度などは将来課題となりました。しかし、犯罪を犯した者を、刑務所内・社会内において管理・監視し、「健全」な市民に作り替えるために様々な教育的処遇を強制する、転向制度強化の狙いは変わっていません。特に更生保護施設という民間の施設を強化し、改善指導を行わせようとする動きは危険なものです。様々な団体に国家目的に協力させることで、広く市民をも動員しようとし

1

ていると思えます。

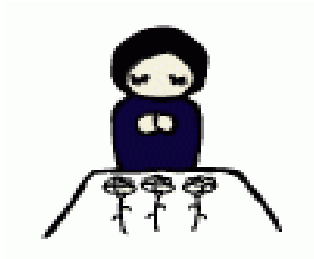
また、懲役刑と禁固刑を一本化し、「新自由刑」として作業と改善指導を刑の中身にしようという論点が続いています。監禁するという自由はく奪だけで自由刑であるとするのが外国でも主流といわれてもいます。労働であるのに賃金が出ない作業の強制や自発的に取り組むはずのものであろう各種プログラムの強制をなぜ必要とするのでしょうか。見せしめ的に苦痛を与えて人々を脅す一般予防、国家に従順な人間に作り替える特別予防を刑の中身にして、やったことに対する罰から社会防衛のための再犯防止目的に変えてしまおうとする動きと思えます。

☆法制審議会論議は根本的に間違っている

犯罪が減っています。政策も経済も破綻する中での生活困難を、この程度が当たり前と思うようになっていたり、自己責任とあきらめ、やけになることすらなくなっているのかもしれない。政府は不満から犯罪が増えることを恐れているのではないかと思います。犯罪を犯した人を厳しく取り締まり、従順に改造するための議論ばかりが、法制審では行われています。私たちは、一人一人の不満を重視し、集まって、変えるべきこと、どうやって変えるかを話し合い、社会を仲間の力で変えていくことを目指していきたいと思えます。社会の在り方の過ちをごまかすための法制審論議は許せません。 (文責・YM)

訃報 大賀さん安らかにお休みください。

大賀達雄さんが1月8日に永眠されました。享年73歳。謹んでご冥福をお祈りいたします。臨床心理士であった大賀さんには、ネットワークニュースの編集を長く担当していただきました。氏は日本病院・地域精神医学会でも長く理事を務め、学会誌の編集委員でもありました。大賀さんは、キューバや野宿者などの課題にも取り組まれ、また地域での活動もされていました。アソシエなどでの研究・学習会にも顔を出されるととてもまじめな方でした。通夜は、無宗教で営まれ、私たちも献花してきました。大賀さんがお休みにいられても私たちがその遺志を分かちあい、みんなで頑張っていきたいと思えます。 (関口)



集会案内

◎ ネットワーク学習会 「精神科病院の現状と課題」

提起：五味金次さん

(全国精神医療労働組合協議会総務委員、元多摩あおば病院労働組合)

3月5日(火) 18時半より 文京区民センター 参加費：500円

☆ 医療観察法国賠訴訟 判決

3月27日(水) 13:10 東京地方裁判所 615号法廷

☆ 刑法改悪阻止！保安処分粉碎！全都労働者実行委員会 総会・集会

集会テーマ：過労うつと休職・復職

2月9日(土) 13時半より 中野商工会館 参加費：500円

☆ 「骨格提言」の完全実現を求める大フォーラム実行委員会 学習会

「ねられるしょうがいしゃ制度の介護保険統合～今、私たちはどうすべきか～」

講師 茨木尚子さん(明治学院大学社会福祉学科教授)

2月10日(日)(13時開場) 13:30～16:00

高円寺障害者交流館 ¥500

☆ 討論集会「改憲一戦争・治安国家と今、どう闘うのか」

主催：総行動(ネットワークも参加)

3月2日(土) 18時より 文京区民センター 参加費：500円

☆ 霞が関デモ … 霞が関を一周、厚労省前ではネットワークがシュプレシマス

主催：総行動（ネットワークも参加）

3月25日（月） 18時 日比谷公園霞門集合

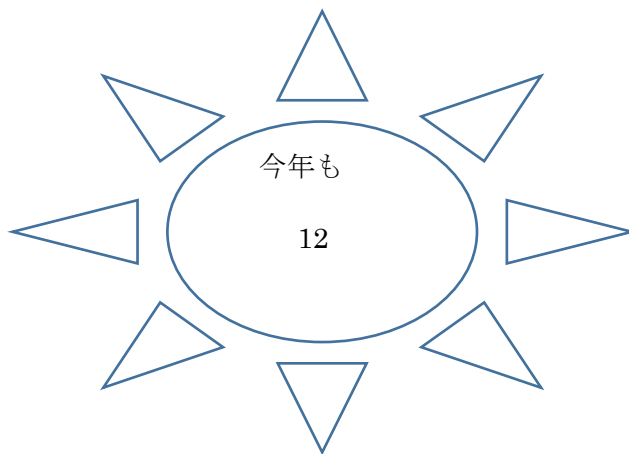
ネットワーク事務局 より

◎2019年に入りましたので、今年の会費の納入をよろしくお願ひします。ニュースも印刷代のほかに郵送代がかさみます。生活が厳しい方もたくさんいらっしゃると思いますが、可能な方で支援して下さる方は、表紙の郵便口座に振り込みをお願いします。今回は振替用紙を同封させていただいています。ネットワーク会費は年間一口500円です。カンパもよろしくおねがいします。

◎メールアドレスをお持ちの方は、財政的に運営が厳しい中、ネットワークニュースのメールでの配信にご協力をお願いします。メール配信に切替えて戴ける方、郵送を止めてもよい方は、nyajira@yf7.so-net.ne.jp 配信担当 宛ご連絡ください。

◎住所変更がありニュースを引き続き購読の方、ニュース不要の方は、ファックス・郵送でご連絡ください。

○ネットワーク定例会議は、毎月第3土曜日午後15時に東京都内で開いています。参加ご希望の方は郵送でお問い合わせください。



1

よろしく
お願いいたします

(定価100円)